

# 令和8年度「IBARAKI EXPORTS」を活用した情報発信強化事業業務委託仕様書

## 1 委託事業名

令和8年度「IBARAKI EXPORTS」を活用した情報発信強化事業

## 2 事業目的

いばらきグローバルビジネス推進協議会（以下「協議会」という。）会員の商品・組織情報等を海外バイヤーや海外への商流を持つ国内商社等に発信する、いばらき輸出商品のポータルサイト「IBARAKI EXPORTS」（以下「サイト」という。）の機能を向上させるとともに、特集記事作成等により商品の魅力を積極的に発信することで、協議会会員と海外バイヤー等とのマッチングを促進させ、県産品の海外販路開拓を図ることを目的とする。

## 3 業務実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 4 業務委託の内容

業務を受託した業者（以下「受託者」という。）は、サイトの運用管理及び保守を行う。

また、本県輸出商品の認知度向上及びバイヤー等の購買意欲を喚起させるためのコンテンツ制作を行う。

### (1) システム運用管理及び保守

ア WEBサーバ及び各種システムは、耐障害性に優れ、セキュリティ面に十分配慮したレンタルサーバ及びシステムとすること。別記「セキュリティ確保のため受託者が遵守すべき事項」に従うこと。

イ システムの運用管理及び保守を行う者を明確に定め、リストを作成するとともに、障害発生時の緊急連絡体制を定め、協議会へ提出すること。また、システムに障害が発生したときには、直ちに協議会に対し報告を行うとともに、受託者の費用において対策を講じ、復旧を行うこと。

ウ システム環境（サーバ等）やシステム関連機器の変更、データベースの移行等を行う必要が生じた場合は、協議会の了承を得たうえで、受託者において、変更や移行前にバックアップを行うとともに、変更や移行後に動作試験を行うなど、サイトの継続的な運用に支障がないように実施すること。なお、これらの経費は委託費に含むものとする。

エ ウイルス対策等セキュリティの保護に関する対策をとること。また、不正アクセス、ハッキング等についても対処すること。

オ 適切なシステム運用管理及び保守を行い、ファイヤーウォール、ウイルスチェック等を設け、定期的にバックアップを行うこと。

カ 実在性認証が協議会事務局長に対して行われるデジサートセキュア・サーバIDを実装し、システムにて取り扱う情報は、全てSSLによる通信の暗号化を実施すること。

キ 操作マニュアルを作成し、必要に応じて電話や来庁でのサポート対応を行うこと。

ク 運用管理において取得したバックアップのデータについては、本事業の業務実施期間満了後、適切な管理のもと1年以上保管するとともに、システムログやアクセスログについても、取得から1ヶ月以上程度閲覧を可能とすること。

ケ 本事業において使用した機器等を廃棄する場合は、データ消去ソフトウェア等を使用し、情報が復元できないような対策を講じること。

## (2) コンテンツの制作等

ア サイトへの新規掲載を行う企業及び商品については、協議会からの指示に従い、コンテンツの制作を行うこと。また、1ページあたりの最大文字数は550字とすること。

イ コンテンツ制作にあたっては、協議会からの指示に従い、英語及び中国語（繁体字）への翻訳作業を実施し、これらの言語にも対応させること。

ウ コンテンツの制作にあたっては、茨城県が定める Web アクセシビリティの指針に基づくアクセシビリティを確保すること。

エ コンテンツはパソコン、スマートフォン、タブレット端末に対応することとし、閲覧する各機器の画面サイズ等に最適化したレイアウトで快適に動作すること。なお、OSはWindows、Mac、Android、iOS、Linux等に対応すること。

オ 以下のブラウザでは、レイアウトを含めてコンテンツが正確に表示され、各種システムの機能が快適に利用できること。基本的には各ブラウザの最新バージョンをターゲットとするが、利用状況等を考慮し、必要と思われる場合は旧バージョンでの閲覧にも適宜対応すること。

- ・Microsoft Edge
- ・Google Chrome
- ・Mozilla Firefox
- ・Apple Safari
- ・Apple Mobile Safari
- ・Android Browser

カ 本業務の実施にあたっては、他人の著作権の侵害、名誉き損等の問題が生じることがないように留意し、公表されている著作物を引用する際には、必ず出典を明記すること。

キ 海外バイヤー等向けに、分かりやすく簡潔な情報発信を行うとともに、他ウェブサイトや他団体との連携を図り、国内外に効果的に発信すること。

ク 協議会の指示に従い、令和8年度に県、協議会等が実施する他の海外展開支援事業と連携したサイト構成とすること。

## 5 追加提案

仕様書に記載がないが、サイト運営にあたり有益な情報がある場合、提案すること。

## 6 業務工程

各担当者の職務を妨げることのない円滑な資料授受や打ち合わせを行うために、業務工程表を提出すること。

## 7 成果品

- ・本業務で制作したコンテンツ等(サイト掲載以外の写真を含む)を記録したデータ DISC: 1部
- ・操作マニュアル: 1部

## 8 権利の帰属

作成されたサイトの著作権は、全て協議会に帰属すること。ただし、受注業者が開発したプログラム等がある場合は、その著作権は受注業者に留保する。

## 9 契約不適合責任

業務完了後、乙の責めに帰すべき事由による障害等が発生した場合は、速やかに是正措置を講ずるとともに、これに要した費用はすべて乙の負担とする。

## 10 その他

(1) 令和9年度以降のサイトについて、令和8年度と異なる受託者による運営となった場合には、協議会の指示に従い、サイトに掲載されているすべての情報（データ）を速やかに提供し、年度当初から切れ目なくサイトが運営できるよう協力すること。その際、サイトの移行が容易に行えるよう、アプリケーション等は汎用性が高いもので構築すること。

(2) 本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ決定する。

## 別記

### セキュリティ確保のため受託者が遵守すべき事項

- (1) 受託者は、ウェブサイトの改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」及び地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) が公開する最新の「地方公共団体における情報システムセキュリティ要求仕様モデルプラン (Web アプリケーション)」に準拠するものとする。
- (2) 受託者は、ウェブサイトの運用・保守を行う場合には、当該ウェブサイト又は当該サーバ等で利用する OS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には、業務への影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施しなければならない。
- (3) 受託者は、ウェブサイトに年 1 回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施し、その結果を協議会に報告しなければならない。
- (4) 受託者は、ウェブサイトの運用を行うプラットフォームとして、他者のクラウドサービス等を利用する場合は、国内法が適用となるサービス事業者を利用しなければならない。
- (5) 協議会は、本委託業務の実施にあたり、必要な措置が講じられているかどうかを確認及び検証するため、定期又は随時にその実施状況の報告を求めるほか、必要に応じて監査することができるものとする。また、監査の一環として、プラットフォーム診断 (ポートスキャン、脆弱性検査を含む。) 又はアプリケーション診断その他必要な監査を当該サイトに対して実施することができるものとする。
- (6) 受託者は、協議会が監査を実施するにあたり、必要な情報を協議会に提供するとともに、他者のクラウドサービス等を利用してウェブサイトを構築又は運用している場合は、クラウドサービス事業者等と必要な調整を行うものとする。
- (7) 受託者は、監査等により脆弱性が検出された場合には、必要な対策を速やかに実施しなければならない。

## 使用可能な経費

費 目	内 容
報償費	事業に要する報償費
旅費	事業に要する旅費
手数料	事業に要する手数料
事務費	①システム運用管理・保守費 ②コンテンツ制作費 ③事業に要する書類作成費 ④事業に要する印刷製本費 ⑤事業に要する会議費 ⑥事業に要する通信運搬費 ⑦事業に要する消耗品費 ⑧事業に要する翻訳費 ⑨事業に要する広告費 ⑩その他事業に要する事務的経費及び雑費
使用料	事業に要する使用料（システム使用料等）
委託費	事業に要する再委託を実施するための費用
一般管理費	（報償費、旅費、手数料、事務費、使用料、委託費） × 10%以内
消費税	（報償費、旅費、手数料、事務費、使用料、委託費、 一般管理費）× 10%